

とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務

2 業務の目的・概要

担い手の減少や高齢化、気候変動や食料・農業・農村基本法の改正など、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、食と農業の持続性を確保するためには生産・加工・流通・消費に関わる関係者同士の相互理解を深めるとともに、県民一人一人による食と農業を応援する行動が求められる。

このため県では、令和6(2024)年8月に関係機関・団体と連携して「とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会（以下、「協議会」という。）」を設置し、特に「高校生から大学生等の若い世代（以下、「若い世代」という。）」を中心に、「とちぎの食と農業」に対する理解促進とこれを応援する行動を促す県民参加型運動「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を展開することとした。

本業務は、プロジェクトの展開に資するよう、シンボルとなるロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下、「シンボル」という。）の募集やPR素材の作成、プロジェクトの機運を高めるコンテスト等のイベント開催について、効果的・効率的な方法を提案し、実施するものとする。

3 委託期間

契約日から令和7（2025）年3月14日（金）までとする。

4 委託金額

3,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務内容

（1）シンボル及びPR素材の作成

ア ロゴマーク及びキャッチフレーズの募集・作成

- ・プロジェクトを展開するにあたり、生産・加工・流通・消費に関わる関係者が共通して使用できるよう、表1に掲げるシンボルを募集すること。なお、乙からの提案等に基づき、甲乙協議の上、シンボルの種類毎にコンセプトを設定することとし、応募要件として提示すること。
- ・募集方法は、参加意欲が高まるよう賞品を手配するなど工夫した上で、乙からの提案等に基づき、甲乙協議の上、決定すること。なお、募集する作品はアナログ・デジタルを問わないなど、一定の参加数を確保できる仕組みとすること。
- ・乙は、募集に関する事務局を務め、甲乙協議の上で応募作品の審査を行い、最終候補案を種類毎に3案以上作成すること。なお、類似商標との重複を避けるため、乙の責務において必要な確認を行うこと。

- ・募集に関する問い合わせに対応すること。
- ・募集した作品は、プロジェクトや甲の実施する事業等での活用に当たりトラブルを回避するため、栃木県との関連性の明確化及び甲への権利の帰属を、作品応募要件に加えること。
- ・シンボルは、応募された作品に基づき、ホームページやSNSでの発信、印刷物原稿の作成等に適したデジタルデータで、PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末での閲覧を想定して必要な規格を満たすよう作成すること。なお、種別毎の解像度、配色、文字数等の仕様については、乙からの提案等に基づき、甲乙協議の上、決定すること。
- ・作成したシンボルの権利は甲に帰属するものとする。
- ・応募件数等について、甲乙協議で報告時期などを定めた上で、応募状況を甲に報告するとともに、最終結果を取りまとめること。

【表1】

No.	シンボルの種類	作成期限	想定する活用例
1	ロゴマーク	令和7(2025)年1月 末日	<ul style="list-style-type: none"> ・甲や協議会が作成するプロジェクトの推進に向けた各種媒体への掲載 ・条件を満たす希望者^{*1}による活用 (※1 本業務とは別に甲が定める)
2	キャッチフレーズ		

イ プロジェクトのPR素材の作成

- ・県民にプロジェクトを周知するため、県産農産物をテーマとして、生産・加工・流通・消費のストーリーを見える化したアナログ・デジタルのPR素材を作成すること。
- ・PR素材の種類は表2のとおりとする。デジタルによるPR素材については、PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末での閲覧を想定した仕様とするほか、その他の具体的な仕様は、乙からの提案等に基づき、費用対効果等を考慮して甲乙協議の上、決定すること。
- ・PR素材は、5の(1)のアにより公作成したシンボルを用いて作成すること。
- ・作成したPR素材は、令和7(2025)年2月末日までに作成し、納品すること。

【表2】

No.	PR素材の種類	種別	仕様	想定する活用例
1	チラシ	アナログ	サイズ：A4両面 刷り色：フルカラー 紙質：コート紙55～73kg 部数：30,000部以上	・甲や協議会が実施するプロジェクトの推進に向けた各種取組での周知活動
2	ポスター	アナログ及びデジタル	サイズ：A1またはA2 刷り色：フルカラー 紙質：コート紙135kg 部数：200部以上	・同上
3	ショート動画	デジタル	再生時間：15～60秒程度 本数：再生時間が異なるものをそれぞれ1本以上 (例：15秒1本、30秒1本)	・若い世代をメインターゲットに、「県産農産物の魅力」「地産地消」をテーマとして、SNS等による広報に活用
4	その他	乙からの提案により、上記1～4以外のPR素材を作成することができることとする。		

(2) イベントの開催

ア 各種コンテストの開催

- ・県産農産物の美味しさなどの魅力、生産・加工・流通・消費のストーリーをPRするため、SNS等を活用した募集により、表3に掲げるコンテストを実施すること。
- ・コンテストは、最優秀賞、優秀賞などの入賞枠を設けるとともに、参加意欲が高まるよう、賞品を手配するなど工夫すること。
- ・応募要件、募集期間などの具体的な開催方式は、乙からの提案等に基づき、甲乙協議の上、決定すること。
- ・乙は、募集に関する事務局を務め、甲乙協議の上で応募作品の審査を行い、決定すること。また、参加者からの問い合わせに対応すること。
- ・募集した作品のうち入賞作品については、プロジェクトや甲の実施する事業等で活用できる仕組みとすること。また、活用に当たりトラブルを回避するため、甲への権利の帰属及び栃木県との関連性の明確化を、作品の応募要件に加えること。
- ・応募件数等について、甲乙協議で報告時期などを定めた上で、応募状況を甲に報告するとともに、最終結果を取りまとめること。

【表3】

No.	コンテストの種類	実施期限	想定する活用例
1	地産地消レシピ フォトコンテスト	令和7(2025)年2月末日	・各種イベント等でのレシピ活用 ・HP、SNS等での県産農産物のPR
2	県産農産物の魅力 等を扱ったショー ト動画	令和7(2025)年2月末日	・各種イベント等での動画の放映 ・HP、SNS等での県産農産物のPR

イ プロジェクトの周知イベントの開催

- ・プロジェクトを県民に周知し、若い世代の県民運動への参加を促すため、表4のとおりトークイベントを開催すること。なお、トークイベントの実施効果が高まるよう、登壇者について乙から提案し、甲乙協議の上、決定すること。
- ・トークイベントは、基本として、プロジェクトと関連性のあるイベント（以下、「関連イベント」という。）とのコラボレーションにより開催する想定とし、具体的な関連イベントは、甲乙協議により決定すること。
- ・関連イベントの主催者との協議は、甲乙両者により実施することを基本とする。なお、円滑なトークイベント開催に当たって支障ないと判断される事項については、乙の責任において協議を実施できるものとする。
- ・トークイベントの実施効果を高めるため、事前告知を実施するとともに、甲や協議会等が使用できるチラシやデジタルデータ等を作成すること。
- ・トークイベントの様子は動画及び写真を撮影し、イベント後、速やかに甲に提出すること。
- ・参加者から参加費は徴収しないこと。
- ・トークイベントの客数について概数を把握し、甲に報告すること。

【表 4】

テーマ	県産農産物の美味しさなどの魅力、生産・加工・流通・消費のストーリーをテーマとすること
開催時期	令和 6（2024）年11月～令和 7（2025）年 2 月頃
開催時間	30分以上
開催場所	県内で実施することとし、甲乙協議により決定すること。
回数	1 回以上
対象者	県内在住者等
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別イベントの主催者から、イベント周知のチラシ等を作成する等の理由で負担金の支出を依頼された場合は、委託金額から支出すること。なお、作成したチラシ等は成果物として甲に納品すること。 ・ 乙は、イベントの実施に係る企画・運営、関係者との日程調整、参加者の管理の他、事業に必要な業務を実施すること。

6 業務中間報告の実施

- (1) 乙は、本業務の遂行状況を取りまとめた業務中間報告書を令和 6（2024）年12月末までに作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、作成した業務中間報告書により、甲に対して業務の進捗を報告すること。なお、業務中間報告書の作成等に当たっては、事前に内容について協議すること。

7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 成果物等

- ・ 乙は、成果物等について表 5 のとおり甲に提出すること。
- ・ 電子データは、原則としてMicrosoft社のWord、Excel、PowerPointで扱える形式とすること。
- ・ 提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定すること。

【表5】

成果物等	内 容	形式等	提出期限
実施計画書	企画提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	紙1部及び電子データ	契約締結後10日以内
業務中間報告書	本業務の遂行状況及び報告にまでの実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	令和6（2024）年12月末日
実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	業務完了後
議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	随時
業務で作成した物品・記録等	5の（1）～（2）による物品・記録等 一式		

10 委託料の支払

全ての業務完了後、精算払とする。

11 留意事項

- （1）事業の成果は、甲に帰属する。
- （2）業務で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者、出演者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- （3）乙が業務を行うために、取材等により撮影したクリエイティブがある場合、甲乙協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- （4）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- （5）本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議により、業務を進めるものとする。
- （6）新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。